

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	卸売の業務の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第11条の2第1項
基 準 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第6条の2第3項
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称【 卸売業務許可取扱要領 】</p> <p>・ 掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市公設地方卸売市場条例第6条の2第3項第5号に該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときに該当することを基準とする。</p> <p>なお、「卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるとき」とは、次の事項に該当しなくなった場合をいう。</p> <p>(1) 資産の内容が良好であり、かつ相当額の運転資金が確保できること。</p> <p>(2) 法人市町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 取引業務について、市場関係者に対し、遅延した支払債務を有しないこと。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(卸売の業務の許可の取消し)</p> <p>第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第5号に該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に卸売の業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 引き続き30日以上卸売の業務を休止したとき。</p>		

(4) 卸売の業務を行わないとき。

[基準法令]

(卸売の業務の許可)

第 6 条の 2 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより卸売業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める数を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第 11 条の 2 又は第 70 条第 1 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しないとき。

(3) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。

(4) 仲卸業者であるとき。

(5) 卸売の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの

ウ 仲卸業者又は他の卸売業者の役員又は使用人

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。